



第 9 回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示情報

(2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで)

株主資本等変動計算書	1
個別注記表	2

ライフネット生命保険株式会社

株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト(<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

株主資本等変動計算書

〔 2014年4月1日から
2015年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	10,500	10,500	10,500	△7,173	△7,173	13,827	89	89	19	13,935
当期変動額										
当期純損失(△)				△1,624	△1,624	△1,624				△1,624
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							176	176	—	176
当期変動額合計	—	—	—	△1,624	△1,624	△1,624	176	176	—	△1,447
当期末残高	10,500	10,500	10,500	△8,798	△8,798	12,202	265	265	19	12,487

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

(1)満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

その他の有形固定資産 5～10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしていません。

(2) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。

(3) 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法

保険業法第 113 条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の 5 事業年度の間（2009 年 3 月期から 2013 年 3 月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しております。

保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後 10 年（2018 年 3 月期まで）の間に均等額を償却することとしております。

発生事業年度別残高（償却残年数：3 年）

2009 年 3 月期分	181 百万円
2010 年 3 月期分	223 百万円
2011 年 3 月期分	522 百万円
2012 年 3 月期分	902 百万円
2013 年 3 月期分	1,350 百万円

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、230 百万円であります。
2. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は 7 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は 89 百万円であります。
3. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、86 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 2 百万円であります。
2. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 0 百万円であります。
3. 当事業年度の支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 7 百万円
であります。
また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は
89 百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	42,175,000	—	—	42,175,000
合計	42,175,000	—	—	42,175,000
自己株式 普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式であり、その目的となる株式数は当事業年度末において 2,082,000 株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,940
減価償却超過額	116
保険契約準備金	80
資産除去債務	8
その他	26
繰延税金資産小計	3,171
評価性引当額	△2,548
繰延税金資産合計	622
繰延税金負債との相殺	△622
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
保険業法第 113 条繰延資産	△917
その他有価証券評価差額金	△107
その他	△1
繰延税金負債合計	△1,026
繰延税金資産との相殺	622
繰延税金負債の純額	△403

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）が 2015 年 3 月 31 日に公布され 2015 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2015 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の 30.78%から 28.85%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は 26 百万円減少し、法人税等調整額が 19 百万円減少、その他有価証券評価差額金が 7 百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が 2015 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 65 相当額に、2017 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金負債の金額は 159 百万円増加し、法人税等調整額が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金(責任準備金の一部)として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務(保険の販売・引受・維持管理等)と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、現時点では、不動産等への投資を行わず、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携目的で株式会社アドバンスクリエイトの株式、韓国の教保生命保険株式会社と合弁で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として預金、円建て債券、外貨建て債券、株式であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、①(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスク、②信用リスクとなります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会(リスク管理全般を所管)を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画するALM委員会、資産運用委員会を定期的に開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

① 市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM(Asset Liability Management:資産負債の総合管理)の考え方に基づき資産運用を行います。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性的商品を中心に扱っているため、資産と負債の金利又は期間

のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュー・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、金銭の信託を通じ、外貨建て債券へ投資している他、教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しており、これらの為替リスクを負っています。取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、これらの保有については投資上限を設定しており、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、リスク管理委員会へ報告しております。なお、バリュー・アット・リスク等のリスク・リミットには為替リスクも1つの要因として含めており、総合的な資産運用リスクの管理を行っています。

② 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2015年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	731	731	—
(2) 金銭の信託	1,033	1,033	—
(3) 有価証券	16,195	16,567	371
満期保有目的の債券	8,982	9,354	371
その他有価証券	7,212	7,212	—
(4) その他資産 未収金	639	639	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2015年3月末日の取引所又は取引先金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(3) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。

(3) 有価証券

有価証券の時価は、2015年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価

格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(4) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。

(4) その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券」には含めておりません。

外国証券の当事業年度における貸借対照表計上額は、886百万円であります。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	731	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	800	2,300	100	5,600
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,300	3,300	100	2,100
その他資産 未収金	639	—	—	—
合計	3,471	5,600	200	7,700

(3) 金銭の信託に関する事項

その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	1,033	1,003	29	29	—

(4) 有価証券に関する事項

- ① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,952	7,301	348
	地方債	100	108	8
	社債	1,823	1,841	17
	小計	8,876	9,250	374
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債			
	国債	105	103	△2
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	105	103	△2
合計		8,982	9,354	371

- ② その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、その他有価証券の当事業年度中の売却額は 1,319 百万円であり、売却益の合計額は 2 百万円、売却損の合計額は 0 百万円であります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,168	1,130	38
	地方債	640	610	30
	社債	4,065	4,032	32
	株式	222	100	121
	小計	6,096	5,873	222
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	110	111	△0
	社債	1,005	1,006	△0
	株式	—	—	—
	小計	1,116	1,117	△1
合計		7,212	6,991	221

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

(持分法損益等に関する注記)

(単位：百万円)

関連会社に対する投資の金額	—
持分法を適用した場合の投資の金額	—
持分法を適用した場合の投資損失の金額 (△)	△305

(注) 関連会社であった教保ライフプラネット生命保険株式会社は、2014年11月20日に新株発行を行ったため、同社は関連会社ではなくなっております。従って、「関連会社に対する投資の金額」及び「持分法を適用した場合の投資の金額」には、同社に対する投資の金額及び持分法を適用した場合の投資の金額を含めておりませんが、「持分法を適用した場合の投資損失の金額 (△)」には、当該関連会社であった期間における持分法を適用した場合の投資損失の金額を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額は、295 円 63 銭であります。

1 株当たり当期純損失金額は、38 円 52 銭であります。

(ストック・オプションに関する注記)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12名	当社取締役 1名 当社従業員 39名	当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 1,000,000 株	普通株式 464,000 株	普通株式 190,000 株
付与日	2007年12月27日	2010年1月25日	2012年1月27日
権利確定条件	定め無し	付与日から行使時に至るまで、 当社の取締役若しくは監査役 又は使用人の地位を有してい ることを要する。	付与日から行使時に至るまで、 当社の取締役若しくは監査役 又は使用人の地位を有してい ることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し	定め無し
権利行使期間	2009年12月27日から 2017年12月21日まで	2012年1月25日から 2019年12月24日まで	2014年1月27日から 2022年1月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2015年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	666,000	402,000	158,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	12,000	82,000	20,000
未行使残	654,000	320,000	138,000

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

② 単価情報

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利行使価格（円）	400	600	1,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

—百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—百万円

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2015年4月20日開催の取締役会において、第三者割当により新株を発行することを決議しました。

第三者割当による新株発行の概要

(1)発行する株式の種類及び数	普通株式 8,000,000株
(2)発行価額	1株につき380円
(3)発行価額の総額	3,040,000,000円
(4)資本組入額	1,520,000,000円(1株につき190円)
(5)割当方法	第三者割当による新株発行
(6)割当先	KDDI株式会社
(7)払込期日	2015年5月22日
(8)資金の用途	<ul style="list-style-type: none">・ 生命保険商品の新しい販売モデル及びブランドの構築並びにカスタマーロイヤリティ向上等・ 生命保険商品販売に関するマーケティング及びプロモーション・ 研究開発及びシステム開発
(9)その他	KDDI株式会社における保険業法に基づく保険主要株主の認可の取得を条件とします。